

# オンラインコンテンツ 越境アクセスが可能に

ジェトロ海外調査部欧州ロシア CIS 課 深谷 薫

**EU 域内の居住国で有料オンライン・コンテンツ・サービスを契約した利用者は、2018年3月20日から、他の EU 加盟国に出張や旅行などで一時的に滞在する際もコンテンツにアクセスできるようになる。**

2017年6月15日からEU域内のローミング料金が撤廃され、コンテンツサービスの国境を越えたアクセス需要が高まると予想される。「オンライン・コンテンツ・サービスの越境ポータビリティ（携帯性）規則」の適用も18年3月20日から開始される。

映画やスポーツを視聴する際、これまでは自国で契約したコンテンツでも、ほかのEU加盟国からはアクセスできないことがあった。越境ポータビリティ規則の適用でそれが解消される。同規則には、正規アクセスの確保によって著作権を侵害する違法なコンテンツ利用を抑制するとともに、ライセンスで定められた地域制限をVPN接続<sup>注</sup>などによる迂回<sup>うかい</sup>ルートを使ったアクセスですり抜ける行為を防ぐ狙いもある。

同規則の対象は、インターネットを通じた域内での映画・スポーツの視聴、音楽鑑賞、電子書籍、ビデオゲームなどで、ストーリーミングやダウンロードによって利用されるものも含む。代表的なサービスには、Netflix、アマゾンプライム、スポティファイなどがある。


有料コンテンツの配信事業者は、EU加盟国に出張や旅行などで一時的に滞在する契約者に対し、契約者が居住国にいる時と同様のアクセスを可能にしなければならない。契約者は、これによる追加料金を徴収されることはない。配信事業者は、非居住国からの一時的なアクセスや使用に対して、居住国と同じ質の配信を担保する義務はない。

越境ポータビリティ規則は適用が始まる18年3月20日以前に締結された契約にも適用される。配信事業者と権利保有者、配信事業者と契約者の間で結ばれた、越境ポータビリティを制限・禁止する契約の条項は強制力を失う。なお同規則は、著作権などの使用許可

方法には実質的影響を及ぼすことはない。権利所有者とコンテンツ配信事業者の間で契約を再交渉する義務もない。コンテンツ配信事業者は、既に所有している地域以外の地域のライセンスを入手する必要はなく、国境を越えたコンテンツサービスを提供できる。

## 居住国の確認義務

サービスの乱用を防ぐため、配信事業者は契約者のEU域内の居住国を、確認しなければならない。確認のために使える情報には、身分証明書、銀行口座、クレジットカード番号などの支払い情報、IPアドレスなど11種が指定されているが、確認に当たっては三つ以上の情報を使用することはできない。必要な情報が提出されず居住国の確認ができない場合には、非居住国からの一時的なアクセスはできない。なお例外的に、配信事業者に確認義務が課せられない条件がある。著作権などコンテンツに係る全ての権利の所有者が、居住国の確認なしでコンテンツの提供、アクセス、使用を許可した場合だ。その場合は配信事業者と契約者の間で締結された契約の内容で居住国を判断する。同規則は有料コンテンツ配信事業者を主な対象としているが、無料でコンテンツサービスを提供する配信事業者は同規則に基づいて居住国を確認するという条件の下、非居住国からの一時的なアクセスを許可するかどうかを自身で決定できるとされる。

越境ポータビリティ規則への受けとめ方は、消費者と産業界で異なる。欧州消費者組合は、同規則は消費者にとってプラスだとし、デジタル単一市場の実現に一歩近づいたと評価している。他方、映画やテレビ、マルチメディア向けの脚本家やディレクターからなる団体は、消費者にとってはメリットがあるが、業界にとっては資金的なメリットはないとした上で、乱用される可能性や業界の資金繰りを支える地域ライセンスシステムを損なうリスクを指摘している。 

**注：**仮想プライベートネットワークの略。VPN接続によって海外のIPアドレスを使ってウェブサイトアクセスができる。